このたびは、「預金口座自動引落し」ならびに「新生銀行口座からWeb返済」および「新生銀行口座へ即日振込」の利用口座のお届出をお申込みいただきありがとうございます。
お手続きが終了いたしましたら、「ご返済予定表」をご送付させていただきます。
口座自動引落し開始日は「返済予定表」にて確認いただけますようお願い申し上げます。
「ご返済予定表送付先」および、「預金口座自動引落し」依頼書兼「新生銀行口座へ即日振込み※1」・「新生銀行口座からWeb返済※2」利用口座届出書にご記入のうえ、下記住所にご郵送ください。

《 郵送先 》

〒541-0057
大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-3-8 スワン大阪第ニビル
株式会社 新生銀行
大阪事務処理センター 預金口座登録担当 宛

※上記住所欄を点線に沿って切り取り封筒に貼付し、ご郵送いただいても結構です。

※「ご返済予定表」送付先

お名前 生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日
ご希望送付先	自宅 ・ 勤務先 （いずれかを○で囲ってください）
ご希望送付先住所	〒　　－ 都 道 府 県 （ｱﾊﾟｰﾄ/ﾏﾝｼｮﾝ名）

登録No.10382 15.11

切り取り

（金融機関用）　　平成　　年　　月　　日

新生銀行スマートカードローン プラス
「預金口座自動引落し」依頼書兼
「新生銀行口座へ即日振込み※1」・「新生銀行口座からWeb返済※2」利用口座届出書

株式会社新生銀行 御中

私は、新生銀行スマートカードローン プラスの取引に関し、次の通り依頼します。

1. 私は、新生銀行スマートカードローン プラスの取引に関して貴行から請求された金額をカードローンの取扱いに関する規約（カードローン規約）第4条に基づき私名義の下記預金口座から自動引落しによって支払うこととしたいので、下記「自動引落しについて」を確認のうえ依頼します。
2. 私は、本依頼書により下記「「新生銀行口座へ即日振込み」・「新生銀行口座からWeb返済」について」を確認のうえ、カードローンの取扱いに関する規約（カードローン規約）第19条に基づき「新生銀行口座へ即日振込み※1」及び「新生銀行口座からWeb返済※2」のサービスを利用する場合に必要となる新生銀行口座として私名義の下記預金口座を登録することを届出ます※3。
※1： 会員ページ、またはフリーダイヤルによる手続きにより、カードローンの取扱いに関する規約（カードローン規約）第19条に基づき、お客さま名義の新生銀行口座への振込みによるお借入れを可能にするサービスです。
※2： 会員ページによる手続きにより、カードローンの取扱いに関する規約（カードローン規約）第19条に基づき、お客さま名義の新生銀行口座からの引落しによるご返済を可能にするサービスです。
※3： 上記1. と2. のいずれかのみをご依頼頂くことはできません。

金融機関	新生銀行	支店 本 出張所 御中
	預金種目	口座番号（右からつめてご記入ください。）
	普通（総合口座）	

フリガナも必ずご記入ください。

フリガナ	
口座名義人	

※新生銀行のキャッシュカードに記載の最初の3桁の番号が支店番号、後の7桁の番号が口座番号となります。（最初の3桁が「400」の場合は本店）支店名がご不明な場合は当行窓口・コールセンターまでお問い合わせください。
※新生銀行にお届出いただいている印鑑またはサインのいずれかを捺印・記入ください。（届出印・サインが不明な場合は、当行窓口・コールセンターまでお問い合わせください。）
※お届出印とお届出サインの両方がある場合は無効となりますのでご注意ください。

※お届けのご印鑑をお願いします。

お届出印またはサイン	届出サイン ※新生銀行へのお届出が「サイン」の場合は、サインのみをご記入ください。	届出印 印

自動引落し日	カードローン基本契約兼保証委託契約により定めた約定返済日

－自動引落しについて－
1.新生銀行スマートカードローン プラス（以下「本ローン」といいます。）に関して、貴行から約定返済の請求がなされたときは、私に通知することなく、同返済金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
2.自動引落し日において、本ローンの返済金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、自動引落しを行わなくても差し支えありません。また、指定日以降に再度自動引落しされても異議はございません。
3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。貴行との本ローンの契約が解約されたときは、この契約が終了したものとして扱ってください。
4.上記のほか、自動引落しに関して、カードローンの取扱いに関する規約（カードローン規約）第4条(5)および貴行所定の手続きに従います。
5.この自動引落しについて、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。

自動引落し日　カードローン基本契約兼保証委託契約により定めた約定返済日
自動引落し開始日　貴行の事務手続完了次第

－「新生銀行口座へ即日振込み」・「新生銀行口座からWeb返済」について－
1.私がカードローンの取扱いに関する規約（カードローン規約）第19条(1)に基づき「新生銀行口座からWeb返済」の手続きをしたときは、当該手続きにより指定した返済金額を預金口座から引落しのうえ、本ローンの弁済に充当してください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
2.私がカードローンの取扱いに関する規約（カードローン規約）第19条(1)に基づき「新生銀行口座からのWeb返済」の手続きをした時点において本ローンの返済金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、引落しを行わなくても差し支えありません。
3.私が、カードローンの取扱いに関する規約（カードローン規約）第19条(3)に基づき、貴行に「新生銀行口座へ即日振込み」の手続きを依頼した場合は、当該手続きにより指定した金額を、貴行所定の手続きにより、預金口座に振り込んで下さい。
4.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。貴行との本ローンの契約が解約されたときは、この契約が終了したものとして扱ってください。
5.上記のほか、「新生銀行口座へ即日振込み」、「新生銀行口座からWeb返済」に関してカードローンの取扱いに関する規約（カードローン規約）第19条および貴行所定の手続きに従います。
6.「新生銀行口座へ即日振込み」および「新生銀行口座からWeb返済」について、かりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。

収納企業使用欄	顧客番号 0 0 0 0 0 0 各 種 料 金 等

金融機関使用欄	（不備返却事由） 1.印鑑相違 2.印鑑不鮮明 3.預金種目相違 4.口座番号相違 5.名義人相違 6.預金取引なし 7.支店名相違 8.その他 （　　）	検　印 印鑑照合 受付印